

東京都雇用対策協定（平成 27 年 2 月 10 日。以下「雇用対策協定」という。）第 2 条に基づき、次のとおり、平成 27 年度において東京都と東京労働局が連携・協力して実施する取組等の事業計画を定める。

第 1 現状と課題

1. 社会経済情勢

人材や企業が集まり、「世界一の都市・東京」の実現に向けて発展を遂げている東京においては、現在、都内で働く者は約 734 万人（全国の約 11.7%）に上り、1 人以上の労働者を雇用する事業所についても約 52 万事業所（同約 12%）に上っている。特に、全国の企業の本社・本店のうち約 16%、資本金 50 億円以上の企業にあっては約 55% が都内に本社を立地するなど、東京は日本の金融・経済の一大中心地を形成している。

このような中、東京の景気動向としては、近年、足踏み感が生じていたものの、各種政策の効果や 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定などにより、直近では、緩やかな回復基調が続いている。

一方、社会情勢に目を移して見ると、東京においても、急速に進行する少子高齢化への対応や、今般の人口減少といった課題に正面から向き合い、解決の策を講じていくことが求められている。

2. 雇用をめぐる主な動向

東京の完全失業率は平成 26 年平均で 3.8% と、全国平均に対して 0.2 ポイント上回っているものの、対前年比においては 0.4 ポイント改善した。完全失業者数（年平均）も、前年から 2.5 万人減少し、28.7 万人となった。また、東京の有効求人倍率も 1.57 倍と、対前年比 0.24 ポイント改善し、全国平均の 1.09 倍を 0.48 ポイント上回った。

このように、東京における雇用情勢は、全体的には改善が進んでいる。

一方、雇用情勢の改善等に伴い、介護・保育・看護といった社会保障関係分野やオリンピック・パラリンピック東京大会開催を控えた建設分野などにおいて、有効求人倍率が 5 倍近くになるなど、都内の人手不足問題が深刻化しており、速やかな対応が求められる。

また、近年、非正規雇用労働者の数が増加しており、雇用者に占める割合は 3 分の 1 を超え、過去最高の水準となっている。特に「15~24 歳層」では 48.6% と約半数の者が非正規雇用となるなど、若年層で大幅に増加する中、正社員として働く機会がなく非正規で働いている者、いわゆる「不本意非正規」の割合も高い水準で推移している。非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低いことに加え、職業能力開発の機会が不足している等の問題が指摘されていることからも、引き続き、非正規雇用労働者の正社員化に向けた対策が重要となる。

3. 27年度の事業計画の主なポイント

平成27年度の事業計画においては、以上で述べた現状や課題を踏まえ、次の内容を各行政分野での主なポイントとし、東京都と東京労働局とが連携・協力した各取組を推進していく。

まず、雇用就業分野においては、若年者を中心とする非正規雇用労働者の正社員化を推進するとともに、職業訓練による人材育成支援の強化やワーク・ライフ・バランスの推進等を進めていく。また、東京都中小企業振興公社とハローワークとの情報共有を実現するなど、産業分野との連携・協力も図り、中小企業等の人材確保対策を推進していく。

また、福祉・医療分野においては、介護・保育・看護といった人材不足が顕在化している分野での人材確保対策を推進する。

さらに、教育分野においては、在学中のキャリア教育を推進するとともに、都立高校中途退学者等への支援を強化していく。

第2 連携・協力して推進する取組

1. 若年者を中心とする正社員希望者等に対する就職支援の充実

(1) 非正規雇用労働者の正社員化の推進

ア 正社員転換に取り組む企業に対する経済的支援の実施

有期契約労働者等の正規雇用等への転換に取り組んだ企業に対して、東京労働局がキャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース）の支給決定をした場合において、東京都が上乗せ助成（「東京都正規雇用等転換促進助成金」）を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ キャリアアップ助成金の支給
- ・ 東京都正規雇用等転換促進助成金の周知広報への協力

東京都が実施する業務

- ・ 東京都正規雇用等転換促進助成金の支給
- ・ キャリアアップ助成金の周知広報への協力

イ 正社員採用に取り組む若者応援宣言企業に対する経済的支援の実施

若者の採用・育成に積極的に取り組む企業として、離職状況等の情報開示とともに、宣言書をハローワークに届け出した企業（「若者応援宣言企業」）に対して、ハローワークの職業紹介により若者を新たに雇い入れ、職場定着を実現した場合において、東京都が独自の助成（「東京都若者応援宣言企業採用奨励金」）を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 「若者応援宣言企業」の確保及びマッチング支援の実施
- ・ 「若者応援宣言企業」に関する情報の東京都への提供
- ・ 東京都若者応援宣言企業採用奨励金の周知広報への協力

東京都が実施する業務

- ・ 東京都若者応援宣言企業採用奨励金の支給
- ・ 「若者応援宣言企業」の確保に向けた周知広報への協力

ウ シンポジウム等の開催による正社員化の機運の醸成

東京都と東京労働局が連携した、非正規雇用労働者対策関係のシンポジウムや説明会等の開催を通じて、各種支援制度の周知広報とともに、企業の正社員化への取組意識を高める。

また、他企業の参考となるような正社員化等の好事例を広く収集・発信し、社会全体での機運の醸成を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・ シンポジウムや説明会等において、助成金等の支援制度やパートタイム労働法等の説明を実施

- ・ 東京都が収集した好事例を活用した、他企業への普及啓発及び取組促進

東京都が実施する業務

- ・ シンポジウムや説明会等の開催運営
- ・ 好事例の収集及び情報発信

(2) 若年者に対する就職支援の充実

ア 東京しごとセンターにおける一体的な就職支援

東京しごとセンター内に設置しているハローワーク飯田橋の若者の専門窓口（U-35）において、求人情報の提供、職業相談・職業紹介、就職面接会・企業説明会、セミナー、カウンセリングなど、東京しごとセンター（ヤングコーナー）と連携した、継ぎ目のない一体的な就職支援を実施する。

また、若年求職者の正社員化を推進するため、東京都の「若者正社員チャレンジ事業」を連携して実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の実施
- ・ 就職面接会等の企画・運営、参加企業の確保等
- ・ ジョブカフェが行う、セミナー・カウンセリング等への誘導
- ・ 東京都の「若者正社員チャレンジ事業」の専用求人受理

東京都が実施する業務

- ・ 就職面接会等の企画、会場確保等の運営協力、求職者への参加勧奨
- ・ セミナー、カウンセリング等の実施
- ・ ハローワーク飯田橋（U-35）が行う就職支援への誘導

イ 新規大卒者等向け就職面接会の共催

新規大卒予定者の就職活動時期の変更に伴い、東京都と東京労働局との共催により開催している従来の「新規大卒者等合同就職面接会」に加え、平成27年4～6月の間に、卒業して間もない既卒者限定の合同就職面接会を新たに共催により開催する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 学生等への職業相談、職業紹介、参加勧奨の実施
- ・ 企業への参加勧奨の実施
- ・ 求人確保等の実施

東京都が実施する業務

- ・ 会場の確保・設営
- ・ 学生・企業への参加勧奨等の実施

ウ 若年者を対象とした各種支援制度の周知広報

東京都及び東京労働局がそれぞれに有している組織・ネットワーク等を活用し、各々が実施している若年者を対象とした各種支援について、相互に周知広報を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 東京都が作成したリーフレット等のハローワークでの配架、配布
- ・ 東京都が開催するイベント等でのハローワークの職業相談ブースの出展及びガイダンスや講演等の実施
- ・ 東京労働局ホームページにおいて「東京都若者総合相談（・ ゝ ・）／若ナビ」事業のバナー設置

東京都が実施する業務

- ・ リーフレット等へのハローワークのサービス内容等の掲載や東京労働局が作成したリーフレット等の配架、配布など、ハローワークの周知広報への協力
- ・ イベント等において、ハローワークが実施する職業相談やガイダンス等の場所、時間の確保
- ・ 「東京都若者総合相談（・ ゝ ・）／若ナビ」事業の運営サイトにおいて東京労働局のバナー設置

（3）高校生等に対するキャリア教育や就労支援の実施

ア 職業講話やインターンシップの実施等

都立高校においてキャリア教育の一環として実施している「社会的・職業的自立支援教育プログラム」のメニューのひとつとして、ハローワークが、各校の支援ニーズに応じ、職業講話や一般職業適性検査等を実施する。

また、高校や中学校において、インターンシップ等の就業体験・職場体験を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 各高校の支援ニーズに応じた、職業講話や一般職業適性検査等の実施
- ・ インターンシップ等の受入事業所の開拓、学校への情報提供等

東京都が実施する業務

- ・ 都立高校における「社会的・職業的自立支援教育プログラム」の実施
- ・ 都立高校におけるインターンシップ等の実施拡大
- ・ 中学生の職場体験の実施

イ 都立高校とハローワークとの連携による就職支援の実施

新規高等学校卒業者職業紹介業務連絡会議（高担会議）の開催等を通じ、都立高校進路指導担当教員とハローワーク職員の情報交換を図ることで、各都立高校のニーズを共有し、高校新卒者の安定的な就職につなげる。

東京労働局が実施する業務

- ・ 高担会議等を通じて把握した各都立高校のニーズに基づく就職支援

東京都が実施する業務

- ・ 各都立高校のニーズや課題等の情報のハローワークへの積極的提供

ウ 私立学校の就労支援ニーズに応じた支援の実施

私立高校等に対し、ハローワークの利用案内等の配布など、ハローワークのサービス内容に関する情報発信、周知広報を実施する。

ハローワークにおいては、各学校の就労支援ニーズを把握した場合には、そのニーズに応じた支援を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 東京都等を通じた、私立学校に対するハローワークのサービス内容に関する情報発信、周知広報の実施
- ・ 私立学校の就労支援ニーズに応じた支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 私立学校に対するハローワークのサービス内容に関する情報発信、周知広報

(4) 都立高校中途退学者等に対する支援の強化

東京都教育庁に設置する「ユース・アドバイザー」が高校との窓口となって、中途退学者等に対するハローワーク等の関係機関と連携した切れ目のない支援を実施する。

また、都立高校や教育庁に加え、ハローワークを含む地域の関係機関をメンバーとする都立高校生進路支援連絡協議会において、高校中途退学者や進路未決定者に対する切れ目のない支援のあり方等について協議する。

東京労働局が実施する業務

- ・ ハローワークでの「ユース・アドバイザー」と連携した就労支援の実施
- ・ 都立高校生進路支援連絡協議会へのハローワークからの参画

東京都が実施する業務

- ・ 「ユース・アドバイザー」を活用した中途退学者等進路支援事業の実施
*1
- ・ 都立高校を中途退学した者に対する「ユース・アドバイザー」による継続支援の実施 *2
- ・ 都立高校生進路支援連絡協議会の開催運営 *3

*1 都立高校 10 校で実施

*2 都内 2 校（都立青井高校・都立八王子拓真高校）で試行実施

*3 都内 2 地区（足立・葛飾地区、多摩地区）において開催

2. 中小企業等での人材確保対策等の強化

(1) 中小企業や人手不足分野（介護・保育・看護・建設分野等）での人材確保の強化

ア 中小企業緊急人材確保支援事業等の実施

人材不足に悩む中小企業に対して、東京都において採用や労務管理に関するコンサルティング等を実施（「中小企業緊急人材確保支援事業」）するとともに、コンサルティング後、ハローワークにおいて管理選考等によるマッチ

ング支援を実施する。

また、東京都中小企業振興公社（以下「公社」と言う。）とハローワークとの間で企業の承諾を得た上で求人情報等必要な情報の共有化を図り、公社が把握した中小企業の人材ニーズに対して、公社による経営支援等とハローワークによるマッチング支援を組み合わせた支援等を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求人事業主に対する中小企業緊急人材確保支援事業の周知広報
- ・ 支援対象企業に対する管理選考等によるマッチング支援の実施
- ・ 東京都が作成する好事例集を活用した他の中小企業への普及啓発及び取組促進
- ・ 公社から情報提供のあった中小企業に対するマッチング支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 中小企業緊急人材確保支援事業の実施運営
- ・ 事業実施状況等に関する情報（支援対象企業のコンサルティング内容等含む）のハローワークへの提供及びハローワークと連携した支援の実施
- ・ 支援対象企業の好事例集の作成及び他の中小企業への普及・啓発
- ・ 公社が人材ニーズを把握した中小企業に関する情報のハローワークへの提供及びハローワークと連携した支援の実施

イ ナースプラザ・ハローワーク連携事業の拡充

東京都ナースプラザとハローワークとの間で求職情報等の共有化を図り、双方において、看護師等の有資格者等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援とともに、病院等の事業主に対する人材確保支援を実施する（「ナースプラザ・ハローワーク連携事業」）。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求職情報及び求人情報の相互共有 *4
- ・ ナースプラザが実施するハローワークへの出張相談のスペース確保及び求職者への周知、誘導 *4
- ・ 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取り組みに係る相互の周知広報の実施

東京都が実施する業務

- ・ 求職情報及び求人情報の相互共有
- ・ ナースプラザからハローワークへの出張相談の実施 *4
- ・ 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取り組みに係る相互の周知広報の実施

*4 ハートフルワークコーナーを設置する5か所のハローワークで実施

ウ 医療従事者の「雇用の質」向上の取組の推進

長時間労働や当直、夜勤・交代制勤務など厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備を図るため、東京都が

設置・運営する東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「支援センター」という。）において、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 医療労務管理アドバイザーの支援センターへの配置
- ・ 医療労務管理アドバイザー等による医業経営アドバイザーと連携した訪問支援、電話・来所による個別相談、調査・情報収集、研修会等の実施
- ・ 医療機関等に対する支援センターの周知・広報
- ・ 東京都が設置する協議会及び関係者会議等への参画

東京都が実施する業務

- ・ 医業経営アドバイザーの支援センターへの配置
- ・ 医業経営アドバイザーによる医療労務管理アドバイザーと連携した医療機関への訪問支援、電話・来所による個別相談、調査・情報収集等の実施
- ・ 医療機関の勤務環境改善に資する研修会等の実施
- ・ 支援センターの効果的活用促進のための周知・広報の実施
- ・ 効果的かつ円滑な運営のための協議会の設置・運営、関係者会議の開催

エ 福祉人材確保対策の充実

東京都福祉人材センター（東京都保育人材・保育所支援センターを含む。以下同じ。）とハローワークとの間で求職情報の共有化等を図り、双方において、介護福祉士や保育士等の有資格者等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援とともに、福祉・保育施設等の事業主に対する人材確保支援を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求職情報の共有 *5
- ・ 東京都福祉人材センターが実施するハローワークへの出張相談のスペースの確保及び求職者への周知、誘導 *6
- ・ 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取組に係る相互の周知広報の実施

東京都が実施する業務

- ・ 求職情報の共有 *5
- ・ ハローワークへの出張相談の実施 *6
- ・ 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取組に係る相互の周知広報の実施

*5 ハートフルワークコーナーを設置する5か所のハローワークで実施

*6 ハートフルワークコーナーを設置していない等の8か所のハローワークで実施。なお、東京都保育人材・保育所支援センターからの出張相談については、当該8か所のうち4か所において実施

(2) 職業訓練による人材育成支援とマッチング支援との連携強化

人材不足が顕在化している介護や建設分野等をはじめとする訓練の開発・実施からマッチングへの継ぎ目のない支援を行い、次のとおり、従来の取組を更に進め、訓練受講生が自らの希望や適性に応じた就職ができるように支援する。

ア 施設内訓練における、都立職業能力開発センターとハローワーク間の情報共有化の推進など、訓練からの円滑な移行によるマッチング支援の実施

未就職の者に対しては、都立職業能力開発センターとハローワーク間での就職状況等の情報の共有化をすべての施設間で行い、人材育成支援からマッチング支援への円滑な移行を図る。

また、就職意欲を早い段階から喚起するため、ハローワークから都立職業能力開発センターへの出張ガイダンス等をすべての施設において実施するほか、施設見学と見学後の就職面接会が一体となった「ツアータイプ面接会」等を活用し、人材ニーズの高い分野における人材確保にも対応する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行うなどにより、適切かつ効果的な職業訓練への受講あっせん
- ・ 都立職業能力開発センターへの出張ガイダンスの実施や求人情報等の提供
- ・ 訓練受講中から訓練修了後に至るまで、担当者制などによる継続的な就職支援（ツアータイプ面接会等を含む）の実施
- ・ 訓練受講生の就職状況等に関する都立職業能力開発センターとの情報共有

東京都が実施する業務

- ・ 公共職業訓練（施設内訓練）の実施及び運営
- ・ ハローワークによる出張ガイダンスの実施に係る時間数の確保等
- ・ 訓練受講者に対する就職支援の実施及びすべての未就職者に対するハローワークへの積極的な誘導
- ・ 訓練受講生の就職状況等に関するハローワークとの情報共有

イ 民間委託訓練受講生に対する就職支援の強化等

就職意欲を早い段階から喚起するため、東京都が委託した民間教育訓練機関等（以下「受託校」という。）へのハローワークによる出張ガイダンス等を新たに実施する。

また、「就職活動日」を活用し、受託校からすべての受講生をハローワークへ積極的に誘導するなど、訓練受講中からハローワークでのマッチング支援に効果的に繋げる仕組みを新たに構築する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行うなどにより、適切かつ効果的な職業訓練への受講あっせん

- ・受託校への出張ガイダンスの実施や求人情報等の提供
- ・訓練受講中から訓練修了後に至るまで、担当者制などによる継続的な就職支援の実施
- ・訓練受講生の就職状況等に関する受託校との情報共有

東京都が実施する業務

- ・公共職業訓練（民間委託訓練）の実施及び運営
- ・受託校におけるハローワークによる出張ガイダンスの実施等に係る受託校との調整等
- ・「就職活動日」を活用し、受託校からすべての受講生のハローワークへの積極的な誘導に係る受託校との調整等
- ・訓練受講生の就職状況等に関するハローワークとの情報共有

ウ 地域の人材育成ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定及び地域の人材育成支援全体の在り方等について検討

地域の人材育成ニーズを効率的かつ的確に把握し、訓練計画の策定等に活用するため、東京都と東京労働局が連携し、企業への実態調査等を引き続き実施する。

また、地域の人材育成を担う公共職業訓練及び求職者支援訓練が、より効果的かつ効率的に実施、運営されるよう、訓練コースの設定や実施時期、規模等の総合的な調整を図る仕組みについて検討する会議体を新たに設置する。

東京労働局が実施する業務

- ・企業への実態調査の実施等による地域の人材育成ニーズの把握、分析等
- ・地域ニーズを踏まえた求職者支援訓練に係る計画の策定
- ・新たな会議体の設置、運営を含め、公共職業訓練と求職者支援訓練との総合的な調整を図る仕組みの検討

東京都が実施する業務

- ・企業への実態調査の実施等による地域の人材育成ニーズの把握、分析等
- ・地域ニーズを踏まえた公共職業訓練に係る計画の策定
- ・新たな会議体の設置、運営を含め、公共職業訓練と求職者支援訓練との総合的な調整を図る仕組みの検討

3. 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化

（1）女性の活躍促進

ア マザーズハローワーク等との連携による子育て女性等に対する就職支援
女性向け委託訓練の受講生に対して、訓練期間中にマザーズハローワーク等の担当者が訓練実施機関に出張し、訓練開始時に求職登録等を実施すると

ともに、訓練修了直前には就職活動に関するガイダンスや求人票の提供を実施する。

また、東京都及び東京労働局の各種支援の取組について、相互に周知広報を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・女性向け委託訓練の周知広報及び受講希望者の誘導
- ・訓練受講中の就職活動ガイダンス等の実施
- ・訓練修了後の職業相談・職業紹介等のマッチング支援の実施
- ・東京都が実施する「女性再就職サポートプログラム（託児付セミナー）」等への求職者の参加勧奨
- ・東京都が東京しごとセンターに開設した「女性しごと応援テラス」に関するリーフレット等のマザーズハローワークでの配架、配布

東京都が実施する業務

- ・女性向け委託訓練の実施
- ・マザーズハローワーク等が実施するガイダンス等の時間・場所の確保
- ・マザーズハローワーク等に関するリーフレット等の「女性しごと応援テラス」での配架、配布

イ 女性の活躍促進等に向けた各種制度の周知啓発

東京都が主催する経営トップ層に向けたシンポジウム等において、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の内容や助成金等の支援制度等の周知啓発を東京労働局が実施するとともに、他企業の参考となるような好事例を広く収集・発信し、女性の活躍促進への機運の醸成を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・シンポジウム等での各種制度の周知啓発及びPRコーナーの設置
- ・好事例の収集、発信

東京都が実施する業務

- ・シンポジウム等の開催運営

(2) 高齢者、障害者等に対する就労支援の推進

<高齢者に対する就労支援の推進>

ア 高齢者の再就職の援助・促進

東京しごとセンター内に設置しているハローワーク飯田橋の高齢者の専門窓口（シニアコーナー）において、求人情報の提供、職業相談・職業紹介、セミナー、カウンセリングなど、東京しごとセンターと連携した就職支援を一貫して実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の実施
- ・東京しごとセンターが実施するセミナーや就業支援サービス等への誘導

東京都が実施する業務

- ・セミナー、カウンセリング等の実施
- ・ハローワーク飯田橋（シニアコーナー）が行う、職業相談・職業紹介等のマッチング支援への誘導

イ 65歳以上の高齢者に対する就職支援の強化

高齢者の更なる活躍促進に向け、東京しごとセンターにおいて65歳以上の「シニア対象職場体験事業」を実施するとともに、職場体験終了後、参加者のニーズに応じ、ハローワークにおいて個別担当制等によるマッチング支援を実施する。

また、東京都において、都内中小企業に対して65歳以上の高齢者の採用意向調査を実施するとともに、意向が確認された企業の情報をハローワークと共有し、ハローワークにおける高齢者のマッチング支援に繋げる。

東京労働局が実施する業務

- ・シニア対象職場体験事業の周知広報
- ・シニア対象職場体験事業の参加者に対する個別担当制等による就職支援の実施
- ・都の意向調査結果に基づく高齢者向け求人の確保及びマッチング支援の実施

東京都が実施する業務

- ・シニア対象職場体験事業の実施
- ・都内中小企業等に対する65歳以上の高齢者の採用意向調査の実施
- ・調査結果により高齢者の採用意向が確認された企業の求人情報のハローワークへの提供

ウ 高年齢者の多様な働き方への支援

臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者に対して、東京都をはじめとする関係機関と連携し、シルバー人材センターの利用案内を行うなど、高年齢者の多様な働き方を支援する。

東京労働局が実施する業務

- ・臨時的就業等を希望する高年齢者に対して、地域のシルバー人材センターの案内・誘導の実施
- ・シルバー人材センター事業の適正な運営を確保するための指導の実施

東京都が実施する業務

- ・シルバー人材センターの育成・援助を図るため、区市町村を通じた支援の実施
- ・シルバー人材センター事業の適正な運営を確保するため、シルバー人材センター連合を通じた指導の実施

<障害者等に対する就労支援の推進>

ア 福祉・教育・医療から就労への移行の促進

東京都と東京労働局との連携により、地域の関係機関（福祉施設、特別支

援学校、医療機関等）を対象としたセミナー、障害者本人や保護者等を対象とした事業所見学会等を実施する。

また、関係機関の連携による職場実習の実施等により、企業と障害者との相互理解を深め、就労への移行を促進する。

東京労働局が実施する業務

- ・関係機関に対するセミナーや障害者、保護者、企業人事担当者向けの「障害者雇用事業所見学会」の実施
- ・職場実習の受け入れが可能な事業所を開拓し、その事業所情報を関係機関に提供

東京都が実施する業務

- ・障害者の一般就労に向けた就職活動セミナーの実施
- ・職場実習の受け入れが可能な事業所の開拓、実習生受入に必要な支援及び実習を行う障害者の誘導・調整
- ・都立特別支援学校における企業就労の推進

イ 関係機関が連携したチーム支援の実施

就職を希望する障害者に対して、ハローワークと東京都の東京障害者職業能力開発校や地域の関係機関（福祉施設、福祉事務所等）の連携により、必要に応じて「チーム支援」を実施し、就職活動前の職業準備段階から職場定着までの一貫した就労・生活支援を実現する。

東京労働局が実施する業務

- ・支援計画作成や関係機関との連絡調整などのチーム支援の取りまとめ
- ・職業相談、職業紹介等のマッチング支援の実施

東京都が実施する業務

- ・支援計画に基づき、東京障害者職業能力開発校等が職業訓練を実施

ウ 中小企業における障害者雇用の推進

障害者雇用を一層促進することが求められる中小企業に対し、国や東京都の関係機関が一堂に会する中小企業のための「障害者雇用支援フェア」（以下「フェア」と言う。）を開催し、企業ニーズに応じた情報発信を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（東京障害者職業センター）や障害者就業・生活支援センターなど、国の関係機関に対するフェアへの参加協力要請
- ・ハローワークによる管内中小企業へのフェアへの参加勧奨
- ・相談窓口の設置及び障害者雇用支援セミナーの開催等

東京都が実施する業務

- ・東京しごと財団や東京障害者職業能力開発校、区市町村障害者就労支援センター、都立特別支援学校など、東京都の関係機関に対するフェアへの参加協力要請
- ・都内中小企業に対するフェアの開催周知
- ・相談窓口の設置及び障害者雇用支援セミナーの開催等

エ 障害者個々人に応じた能力開発等の推進

ハローワークにおいて、個々の状態やニーズに応じ、職業能力の開発が必要な場合については、東京障害者職業能力開発校等において実施する職業訓練コースについて紹介、受講勧奨し、適切な訓練コースへの受講あっせんに繋げる。

また、職業訓練受講者に対する積極的な就職支援を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 職業相談、キャリア・コンサルティングにより、障害者個々人の適性に応じた職業訓練への受講あっせん
- ・ 職業訓練受講者に対する就職支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 東京障害者職業能力開発校等における、障害者向け職業訓練の実施
- ・ 障害者委託訓練受託企業等の開拓、確保
- ・ 職業訓練受講者に対する就職支援の実施

オ 障害者虐待防止法に基づく虐待防止等の措置の履行

東京都と東京労働局が密接な連携を図りつつ、使用者による障害者虐待の早期発見に努めるとともに、虐待の情報を得た場合は、必要に応じて所管する法令に基づく権限を適切に行使し、虐待を受けた障害者の保護及び自立を支援する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 業務上把握した、使用者による虐待事案の東京都への通報
- ・ 東京都へ通報した事案及び東京都から報告のあった事案に係る事実確認の実施及び所管法令に基づく権限行使
- ・ 東京都が実施する研修への講師派遣

東京都が実施する業務

- ・ 東京都及び区市町村が把握した使用者による障害者虐待事案の東京労働局への報告
- ・ 障害者虐待防止センター担当職員を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

カ 難治性疾患患者に対する就労支援の強化

ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し、東京都難病相談・支援センター等と連携し、就労支援等を実施する。

また、東京都難病相談・支援センターに新たに「難病患者就労コーディネーター」を配置し、ハローワーク等の地域の関係機関との情報共有・連携を図り、難治性疾患患者への就労相談体制を整備する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 難病患者就職サポーター等による職業相談・専門機関への誘導・面接同行・就職後のフォロー等の支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 難病患者就労コーディネーター等によるハローワーク等への同行などの出張支援や情報共有など、難治性疾患患者への就労相談体制の整備

(3) 求職者個々の状況に応じた支援等の実施

ア 外国人労働者の雇用対策の推進

ハローワークにおいて、留学生を含む外国人求職者に対して、きめ細かい就職支援を実施するとともに、企業に対しては、外国人労働者の雇用状況届出の周知や外国人指針に基づく指導を行う。

また、東京都においては、雇用適正講習等により、事業主に対して適正な雇用管理についての周知啓発を図るとともに、中小企業と留学生との相互理解を促進するための交流支援事業を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 留学生を含む外国人求職者に対する求人情報の提供、職業相談・職業紹介等のマッチング支援の実施
- ・ 企業に対する外国人雇用状況の届出の周知徹底と届出指導
- ・ 外国人指針に基づく事業主指導の実施
- ・ 東京都が実施する中小企業と留学生との交流会や中小企業見学ツアー等の周知広報
- ・ 東京都が実施する交流会等に参加した企業に対する求人開拓及びミニ面接会の実施

東京都が実施する業務

- ・ 雇用適正講習等による事業主に対する適正な雇用管理の周知啓発
- ・ 中小企業と留学生との交流会や中小企業見学ツアー等の実施
- ・ 東京外国人雇用サービスセンター等に対する交流会等への参加企業情報の提供

イ 生活保護受給者等生活困窮者の就労支援

生活保護受給者等を含めた生活困窮者に対し、ハローワークと東京都をはじめとした関係機関が連携し、就労支援及び住居・生活支援を実施する。

また、住居を喪失し、インターネットカフェ等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、東京都が支援拠点を設置し、生活支援、居住支援、資金貸付及びハローワークと連携した就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求人情報の提供、職業相談・職業紹介等のマッチング支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 「TOKYOチャレンジネット」において、住居喪失不安定就労者等に対する生活相談、住居相談、生活資金等の貸付の実施

ウ ホームレスの就業対策の推進

路上生活者に対し、東京都と特別区が共同で設置・運営する自立支援セン

ターにおいて、ハローワークの専門相談員が、就労準備段階から職場定着に至るまで一貫した就労支援を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・ハローワークの専門相談員による自立支援センター内の就労支援の実施

東京都が実施する業務

- ・特別区との共同による自立支援センターの設置・運営
- ・ハローワークと連携した就労・生活支援の実施

エ 公正な採用選考の推進

東京労働局と東京都とが共同して、雇用主研修会の開催や冊子等の活用による啓発を行い、公正採用選考の普及啓発を図る。

また、高等学校卒業予定者の採用選考に際し、不適正事案が発生した場合には、東京都が東京労働局に通報するとともに、東京労働局は、当該事業所に対する事実確認及び是正指導を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・雇用主研修会の開催など、企業トップに対する公正採用選考に係る普及啓発の実施
- ・都内事業所へ冊子の配布による普及啓発の実施
- ・高等学校卒業予定者の採用選考に係る不適切事案が発生した場合の、当該事業所に対する事実確認及び是正指導等の実施

東京都が実施する業務

- ・就職差別解消促進月間（6月）に、集中的にポスター・チラシを発行するとともに、講演会を開催。また、東京労働局が開催する雇用主研修会を月間事業の一つとして位置づけ、共同で開催
- ・東京労働局と共同で作成する冊子「採用と人権」の配布や、年間を通して、専用チラシでの周知等による公正採用選考に関する普及啓発の推進
- ・高等学校卒業予定者の採用選考に係る不適正事案について、高等学校から通報があった場合の東京労働局への事実確認及び是正指導の要請

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

（1）「働き方改革」の取組の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、長時間労働の削減や仕事と育児・介護の両立推進、多様な勤務形態の導入など、働き方改革に取り組むための機運の醸成を図る等の取組を実施する。

ア ワーク・ライフ・バランスの実現のため改善に意欲のある事業場に対する支援

東京労働局が実施する業務

- ・東京都の取組に対する働き方・休み方改善コンサルタントの派遣、企業向け研修会等の講師の派遣等の実施

東京都が実施する業務

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた専門家の派遣、企業向け研修会等の支援策の実施

イ 「働き方改革」の周知広報等

東京労働局が実施する業務

- ・ 「東京働き方改革推進本部」による効果的な広報計画の立案
- ・ リーディングカンパニーや人手不足業界等における意欲ある企業に対する働きかけの実施、当該企業の取組内容の広報
- ・ 「働き方改革」等の周知・広報の労使団体等への協力要請
- ・ 「ワークライフバランスフェスタ」へ参画し、ブース等において周知・広報を実施

東京都が実施する業務

- ・ 「東京働き方改革推進本部」等への参画
- ・ 東京労働局が実施する「働き方改革」等の周知・広報への協力
- ・ 「ワークライフバランスフェスタ」の開催による労使の意識啓発、周知広報

(2) 育児・介護を両立できる環境の整備等

育児・介護休業の取得促進、子育てや介護期間中の短時間勤務制度の利用促進等、仕事と育児・介護の両立を図りやすくするための雇用環境の整備について取組を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・ 男性、非正規労働者を含め誰もが育児休業等を取得しやすい職場環境を整備するための制度についての広報、情報提供を実施
- ・ 総合的な連携を図るための、雇用平等推進協議会を開催
- ・ 「ワークライフバランスフェスタ」へ参画し、ブース等において周知・広報を実施

東京都が実施する業務

- ・ 「ワークライフバランスフェスタ」等の開催による労使に対する意識啓発の実施
- ・ 両立支援実務者会議を開催し、労使及び行政の連携による各種支援策の推進
- ・ 総合的な連携を図るための、雇用平等推進協議会を開催
- ・ 中小企業ワークライフバランス実践支援事業等によるソフト・ハード両面からの環境整備の実施

5. 適正な労働条件の確保へ向けた取組の実施

(1) 相談環境の整備

若者をはじめとする労働者が、いきいきと安心して働き続けられる職場環境づくりなどに対するアドバイス等や解決援助に取り組む。

東京労働局が実施する業務

- ・ 総合労働相談コーナーにおいて、あらゆる労働相談への対応、相談内容に応じた法令、判例等の情報提供、自主的解決に向けたアドバイス、他の処理機関に関する情報提供等のワンストップサービスの実施
- ・ 労働局長の助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんによる解決援助の実施
- ・ 都が実施する特別相談・街頭相談等への職員の派遣
- ・ 相互の連携を図るため、個別労働紛争解決制度関係機関連絡会議の開催

東京都が実施する業務

- ・ 労働相談情報センターにおける相談専用ダイヤル「東京都ろうどう 110 番」による電話相談の実施
- ・ 労働相談情報センター及び各事務所での来所相談の実施及びあっせんによる問題解決の支援
- ・ 相談者の利便を図るため、駅頭、広場等での街頭相談等の実施
- ・ 各課題及びテーマに沿った特別相談会の実施

(2) 若者への労働法の普及啓発等

大学・短期大学及び高等学校の就職希望者を主な対象に、労働法及びトラブル事例などをわかりやすく解説し、労働法等に関する正しい知識の普及並びに意識啓発を図るため、普及啓発資料を発行する。

なお、作成に当たっては、東京労働局及び都庁内関係部署を構成員とする編集委員会において協議を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・ 学生向け労働法等普及啓発資料編集委員会への参画
- ・ 学生向け労働法等普及啓発資料周知及び配布協力

東京都が実施する業務

- ・ 学生向け労働法等普及啓発資料編集委員会の開催運営
- ・ 学生向け労働法等普及啓発資料（2種 *7）の作成
- ・ 労使双方に対するセミナーによる労働法の普及啓発

*7 「大学生向け小冊子」及び「高校生向け小冊子」

第3 推進体制の構築

1. 会議体について

(1) 東京都雇用対策協定運営協議会の開催

東京都と東京労働局は、両者が連携・協力して実施する取組等を効果的に推進するための体制を確立するため、本事業計画の具体的な取組方針や内容について議論等を行う東京都雇用対策協定運営協議会（26 産労雇調第 1237 号）を原則 2 回開催する。

(2) 他の会議等の開催

東京都雇用対策協定運営協議会のほか、別表 1 に掲げる会議など、個別事業分野ごとにおいて、東京都及び東京労働局を構成員として含む会議等を隨時開催する。

2. 情報の共有化について

東京都と東京労働局は、両者が連携・協力して実施する取組等を効果的に推進するため、雇用対策協定第 5 条及び東京都雇用対策協定に基づく情報共有に関する管理及び取扱規程に基づき、別表 2 のとおり、必要な情報を両者の間で共有する。

なお、共有する情報の内容等については、必要に応じ、別表 2 に関わらず、個別事業分野ごとに隨時追加する。

3. 事業の周知広報に係る相互協力について

東京都と東京労働局は、自身が主催する説明会等の機会を活用し、互いの事業についての周知広報を積極的に行うものとする。

4. 職員派遣や研修を通じた交流について

東京都と東京労働局は、職員の派遣や、必要な知識を得るために相互の研修実施等により、交流の機会を設けるものとする。

5. その他

(1) 要請について

東京都又は東京労働局が雇用対策協定第 4 条第 1 項に基づき行う要請については、要請を行おうとする者が、東京都雇用対策協定運営協議会において行うものとする。

(2) その他

本事業計画は、平成 27 年 4 月 17 日から実施する。